

別紙1【活動内容の詳細】

1. 撮影について

- ・撮影時期や日程は特に定めませんので、ご自身のスケジュールに合わせて撮影を行ってください。ただし、来県日と撮影場所については確定次第、運営管理者へ連絡してください。
- ・撮影のために来県する回数は半期に2～3回の想定ですが、予算内であれば何回撮影に来ても構いません。滞在日数も特に定めません。ただし、撮影内容に偏りが無いようエリア・季節などに応じた撮影の創意工夫に努めてください。
- ・特産品の紹介や特定の事業者の紹介ではなく、県の自然や文化の魅力が伝わる写真の撮影をお願いします。ぜひ、SNSでバズらせてほしいと思います！！

2. SNSへの投稿

- ・投稿回数については、期間内で6回以上（月1回を目安）とし、1回の投稿につき5枚以上の写真を投稿してください。
- ・鳥取県の魅力が伝わるような内容をお願いします。
- ・ご自身のSNSや周りの繋がりを活用して、是非幅広く拡散してください！！

3. 撮影データの提供と利用について

本事業で撮影された写真は、鳥取県及び各関係機関等のPR活動に活用する場合がございますので、下記内容をご理解ください。

■撮影者は、本事業で撮影した写真のデータを県に無償で提供すること。

（画像の隅にクレジット表記「©2024 名前」 著作権フリーで提供する場合は必要なし）

■撮影者が提供した写真について、県は写真の使用目的を問わず自由に利用することができる。

4. 経費について

下記対象経費を県が負担します。（予算20万円／半期）

① 鳥取県までの交通費（上限2万円／回）

- ・公共交通機関（鉄道、飛行機、バス、タクシー）、レンタカー、ガソリン代、高速道路料金

② 鳥取県内の滞在にかかった費用（上限3万円／日）

- ・県内の宿泊費、県内交通費（ガソリン代、レンタカー、タクシー代、駐車場代含む）、県内での飲食費、県内施設の入場料や使用料、その他運営管理者に事前確認の上必要と認められたもの

※対象経費に含まれないもの

：物品購入費、モデル費用、カメラマン及びアシスタント等の人件費、通信費等

※本活動に関する報酬はございません。

【精算方法】

- ・撮影者は、撮影終了日から10日以内に撮影日程と領収書を運営管理者に提出する。
- ・精算は3ヶ月に1回、運営管理者から撮影者に銀行振込（現金）で支払う。
（①6月末までの申請→7月末支払い ②9月末までの申請→10月末支払い）

5. 活動報告について

・活動後は、次の3点を TOMONARI 株式会社 に提出及び報告してください。

- ① 撮影した写真データ（撮影後3日以内）
- ② SNS へ配信した記事の内容もしくはリンク（配信後3日以内）
- ③ SNS への配信内容のコンバージョンなど成果指標となるデータ（活動期間終了まで）

※報告内容のテンプレートや提出方法は、採用後にご説明します。